

目次

- 代表大エコラム
その20
「 」
- ナイスファイト!東北高校野球部
- 「り災証明書」
- 大貫建築からのご案内

あしたを支える。
みんなで支える。



太陽光発電の余剰電力買取制度に
ご理解ご協力を。

経済産業省 資源エネルギー庁

大貫潤平ブログ
3年間補欠部員
自然素材の家づくり 太陽光発電
日々の出来事日誌はこちら▼
<http://ameblo.jp/onuki-kenchiku/>

住宅
エコポイント



環境にやさしい暮らしはしませんか、今ならエコポイントもつきます!

エコポイントの取得
エコポイントの活用

<http://jutaku.eco-points.jp/>

建設業
宮城県知事免許(般-20)第18195号

仙台市
介護保険住宅改修事業者

Shield
AGENCY

地盤保証
シールドエージェンシー(株)

安心で快適な住まいづくりのために、できること。
ハウスジーン

住宅瑕疵担保責任保険法人
住宅性能評価機関
(株)ハウスジーン

HOUSE PLUS

住宅性能表示、瑕疵保険、建築確認検査
ハウスプラス住宅保証(株)
ハウスプラス確認検査(株)

社団法人 仙台南法人会

みやぎ仙台商工会
特定非営利活動法人
伝統木構法の会

「ずっと住むなら、やっぱり日本の木」
「日本の木のいえ情報ナビ」

財団法人 日本住宅木材技術センター
HOWTEC
Japan Housing and Wood Technology Center

国産材住宅普及推進
キャンペーン事務局
全国エコループ研究会
宮城西支部

「J-Press」がご不要な際は当社まで
ご一報下さい。速やかにご案内を差し
控えさせていただきます。

東北地方太平洋沖地震で犠牲となられた方々のご冥福を
お祈りいたしますとともに、被害にあわれた皆様に心より
お見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

“野球魂” その20

『だからこそ』

皆さんこんにちは大貫建築
大貫です。

平成23年3月11日東日本大地震が
ありました。多くの命を奪い、現在も
東北地方、太平洋沿岸に多大な
影響を与えています。『私の作り大国日本』
もう一度原点に戻り我欲、私欲を
取り払い震災『だからこそ』という
気概を持ち一歩、一歩進む事が
今考えるべき事ではないでしょうか?
何かを始める前に『でも』ではなく
『だからこそ!!』と立ち向かっていくべき
と切に願います。

『だからこそ!!』

代表取締役 大貫 潤平
【プロフィール】
昭和50年仙台市生まれ
東陵高校(野球部)卒業後、
大手ハウスメーカー入社。
以後8年間大工としての基礎を磨き独立。
一念発起し伝統構法木造住宅を学ぶ。
平成18年大貫建築株式会社設立。
二男二女の良き父であり、
日曜日には地元の少年野球のチームで
コーチをしている。



ナイスファイト!東北高校野球部



震災直後、給水所でボランティア活動をする野球部員



第83回選抜高校野球大会(センバツ)
大会6日目に大垣日大高校(岐阜)と対戦。
惜しくも初戦敗退。

甲子園へ出発前の挨拶
上村健人主将をはじめとする
東北高校ナイン



がんばろう!日本
第83回
センバツ高校野球



夜明けの来ない夜はない！ 大貫建築も全力で頑張ってます！



■瓦屋根の応急処置



■ブルーシート掛け



■廃材を薪の代わりに



■廃棄の浴槽で“五右衛門風呂”

ともに、前へ 仙台 東日本大震災に関する情報



留意事項

「り災証明書」発行のための建物被害認定調査を順次実施していますが、今回の地震・津波による被害が広範かつ甚大であることから、申請から発行までに時間がかかる見込みです。ご理解賜りますようお願いいたします。

調査員が建物被害認定調査に何う前に建物の修繕等をされる場合には、後日でも被害の内容を確認できるように、必ず修繕前の被害状況を撮影した写真と工事の見積書や明細書等を保管いただくよう、お願い申し上げます。詳しくは、こちらをご覧ください。

※写真としては、「建物の全景」、「建物の損壊部分」、「建物の傾き」等、可能な限り被害状況を把握できる写真を複数枚ご用意ください。

震災により被害を受けた事業者の方へ

災害関連の融資制度(市融資制度の経済変動対策資金など)を申込みされる方で、「り災証明書」または「り災届出証明書」の申請をされる方は、できるだけ次のものをご用意ください。

- ・被害状況が確認できる写真(事業所、事業資産等)
- ・被害を受けた市内事業所の所在地が確認できる住宅地図等(法人の場合)登記事項証明書(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書)の写し(3カ月以内のもの)
- ・その他、被災の状況が確認できるもの

申請に必要なもの

官公署発行の写真付の身分証明書(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど)

※震災により、ご用意できない場合はご相談ください。

被害状況がわかる写真(可能な場合)

委任状(ご本人、同居親族等以外の方が申請される場合)

申請受付場所

【建物・動産被害】 各区役所・総合支所固定資産税担当課
本庁舎8階「被災者支援相談窓口」

【火災による被害】 各消防署

受付時間

各区役所・総合支所、各消防署 午前8時半～午後5時

本庁舎8階「被災者支援相談窓口」 午前9時～午後4時半

※「仙台市政だより4月号」では平日のみと記載しておりますが、当分の間は土曜・日曜・祝日も受け付けます。

お問い合わせ先

青葉区役所固定資産税課	022-225-7211
宮城総合支所固定資産税課	022-392-2111
宮城野区役所固定資産税課	022-291-2111
若林区役所固定資産税課	022-282-1111
太白区役所固定資産税課	022-247-1111
秋保総合支所税務住民課	022-399-2111
泉区役所固定資産税課	022-372-3111

以上、仙台市HPより抜粋。

り災証明書(り災届出証明書)

東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波により、**住居等が被害を受けた方で、各種支援制度を利用するために、「り災証明書」・「り災届出証明書」**が必要な方からの、証明書の申請受付を行います。

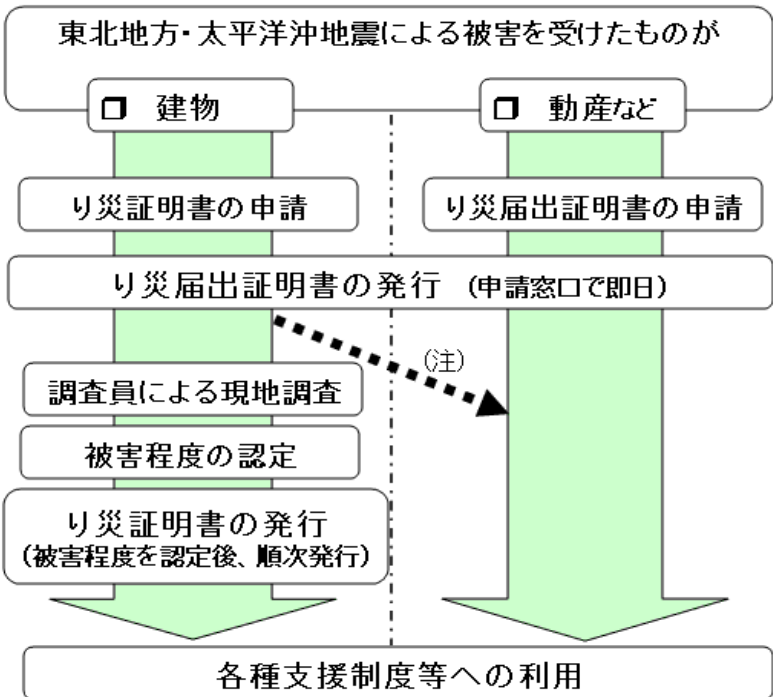
「り災証明書」は、建物の被害程度を証明するもので、被害状況の調査(建物被害認定調査)が必要となります。この調査結果に基づき被害程度の認定ができたものから、順次発行します。

「り災届出証明書」は、被害の届出がなされたことを証明するもので、建物に限らず、被害が生じた動産なども対象になります。

※「り災証明書」は調査後の発行となりますが、「り災届出証明書」は申請時に窓口で発行しております。

※「り災届出証明書」でも各種支援制度が受けられる場合があります。各支援機関等にご確認のうえ、ご活用ください。

<「り災証明書」・「り災届出証明書」の発行までの流れ>



(注)建物への被害であっても、「り災届出証明書」で、支援制度がご利用になれる場合がありますので、各支援機関等にご確認ください。

～ 大貫建築からのご案内 ～

現在、住宅業界においても**建築資材が不足**し、また**価格も高騰**することが予想されます。現在メーカーでは体制を立て直すべく鋭意努力中です。また廃材処理も処理業者が**フル稼働の状態**がしばらくの間続くものと思われます。

太陽光発電システムにつきましても、従来からの市場拡大と併せ今後更に需要が高まり**納期に時間**が掛かる可能性もあります。今後、各種改修工事等をご検討の方は、この状況をご理解いただきまして**お早めにご相談**頂ければ幸いです。ご依頼いただきました工事につきましては、順次段取りが付き次第取り掛かせて頂いております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年の岩手・宮城内陸地震の際にも、一部の**悪徳業者が災害復旧・住宅改修を行った後に高額な請求**を行ったり、不適当な施工が行われていたのではないかと言われました。皆様におかれましても十分にご注意ください。

今号は震災直後でありましたので、構成内容を通常と変更しお届け致しました。